



平成 29 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 日本アセットマーケティング株式会社
代表者名 代表取締役社長 越塚 孝之
(コード：8922、東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部部長 和知 学
電話番号 03-5667-8023 (代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を取締役に於て決議し、あわせて平成29年6月29日開催予定の当社第18期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び企業価値の向上を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

平成29年6月29日開催予定の当社第18期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に於ける規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

②上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定) 平成29年6月29日 (木)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成29年6月29日 (木)

以 上

【別紙】定款の一部変更の内容

(変更部分を下線で示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (省略) (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第19条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 増員または任期の満了前に退任した取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の補欠として選任された取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、現任取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第26条～第29条 (省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(選任方法)</u>	(削除)
第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。	
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	
<u>(任期)</u>	(削除)
第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	
<u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u>	(削除)
第 34 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
第 35 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
第 36 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。	
② 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
<u>(監査役会の決議方法)</u>	(削除)
第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	
<u>(監査役の責任免除)</u>	(削除)
第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。	
② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規程)	(削除)
第 39 条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u>	
(報酬等)	(削除)
第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u>	
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
	(監査等委員会規程) 第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 41 条～第 44 条 (省略)	第 34 条～第 37 条 (現行どおり)
(新設)	附則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第 1 条 <u>当社は、第 18 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	② <u>第 18 期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。</u>

以 上